

令和7年第5回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和7年3月21日(金) 14時12分～14時54分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 桑原昭佳

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(吉村浩一)、
学校教育課長補佐(平田隆輔、岡松賢吾、栗原美紀、有吉ひろみ)、学校給食課長(宮本敏行)、
生涯学習課長(中村達也)、文化課文化財保護推進室長(渡邊淳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第6号 令和7年度飯塚市教育施策要綱

議案第7号 飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第8号 飯塚市給食条例施行規則の一部を改正する規則

議案第9号 飯塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

議案第10号 飯塚市教育職員の採用及び給与等に関する規則の一部を改正する規則

議案第11号 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定

議案第12号 飯塚市立図書館団体貸出及び特別貸出に関する取扱要綱の一部を改正する告示

議案第13号 飯塚市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

議案第14号 教育財産の用途廃止(スクールバス停)

(2) 報告事項

報告第8号 飯塚市学校教育プランR7の策定について

報告第9号 心身障がい児(生)の就学等について

報告第10号 ホーケントウ古墳の県史跡指定について

(3) 協議事項

① 教育行政について

◆令和7年第5回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和7年3月21日(金) 14時12分～14時54分)

○上田委員

ただいまより令和7年第5回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第6号 令和7年度飯塚市教育施策要綱

≪説明：教育総務課長(梶原康治)≫

議案第6号「令和7年度飯塚市教育施策要綱」についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。提案理由といたしましては、令和7年度飯塚市教育施策要綱を別冊のとおり定めるため、本案を提出するものでございます。

前回の教育委員会会議では、協議事項として、「令和7年度飯塚市教育施策要綱(新旧対照表)」にて令和6年度からの変更箇所をご説明させていただきました。その変更箇所を反映し、別冊資料令和7年度飯塚市教育施策要綱(案)として今回提出しております。

次年度も市民の皆様のご理解と協力を得ながら、計画的かつ着実に施策の推進に努めて参ります。

以上、簡単ではございますが、議案第6号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第7号 飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

≪説明：教育総務課長(梶原康治)≫

議案第7号「飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、令和6年度からの組織・機構の見直しにより、関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

3ページをお願いいたします。改正箇所について、新旧対照表でご説明させていただきます。

第2条の「所管事務」について、令和7年度から、教育総務課の「学校施設係」が廃止され、「教育施設課」の「施設維持係」及び「施設整備係」が新設いたしております。

次に、「学校教育課」の「ICT推進室」が廃止し、「教育総務課」の「学事係」へ業務を追加いたしております。

また、「学校給食課」が廃止され、「教育総務課」の「給食係」を設置し、移管いたしております。

4ページ上段には、文化課の「文化施設整備推進係」を廃止いたしております。

次に第3条の「事務分掌」について、6ページをお願いします。

教育総務課の改正前の学校施設係の1号から3号及び学事係の8号の事務分掌については、新たに設置された教育施設課の施設維持係と施設整備係へ変更いたしております。

それぞれの係の事務分掌につきましては、6ページ下段に記載のあるように、施設維持係は1号から3号、施設整備係は1号から3号に、変更と追加をいたしております。

4ページ下段に戻りまして、教育総務課の学事係に、ICT業務の一部が加わり、6号と7号を追加し、号のズレを修正しております。

5ページをお願いいたします。教育総務課へ給食係が新たに設置されたことにより、1号から5号を追加しております。

また、学校教育課の指導係に、ICT業務の一部が加わり、16号にICT教育の推進に関すること、17号に

その他学校教育の情報化の推進に関すること、を追加し、号のズレを修正しております。

7ページをお願いします。7ページ下段につきまして、生涯学習課が所管するイイヅカコミュニティセンターにおきましては、令和7年5月から約11か月間休館し、空調設備等の大規模改修を実施するため、事務分掌の追加をいたしております。

5号に飯塚図書館及び中央公民館等の複合施設整備の推進に関すること、を記載するものでございます。また、6号に飯塚市立図書館穂波館施設整備の推進に関すること、このことにつきましては、穂波図書館につきまして、子ども図書館としての整備計画は一旦先送りとなりましたが、建築から長期間経過し、空調・電気設備や外壁等施設の大規模改修が必要な状況となっております。このことから改修すべき事項や2階部分の活用方法等検討すべき課題が多いことから、類似事業であるコミュニティセンター改修事業と並行して進めるために、生涯学習ひろば担当の事務として併せて記載されるものでございます。

最後に8ページ下段をお願いいたします。文化課の文化財活用担当に、4号嘉穂劇場の管理運営に関すること、5号嘉穂劇場の保存整備に関すること、を追加し、号のズレを修正いたしております。

以上で議案第7号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第8号 飯塚市給食条例施行規則の一部を改正する規則

《説明：教育総務課長（梶原康治）》

議案第8号「飯塚市給食条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書の10ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、令和7年度からの組織・機構の見直しにより、関係規定を整備するため、本案を提出するものです。

11ページをお願いいたします。改正箇所について、新旧対照表にて説明させていただきます。第12条の審議会の庶務について定めている部分であります。処理する担当課が「学校給食課」から「教育総務課」へ移管されるため、変更を行うものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第9号 飯塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

《説明：教育総務課長（梶原康治）》

議案第9号「飯塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」について、ご説明いたします。

議案書の12ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、令和7年度からの組織・機構の見直しにより、関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

13ページをお願いいたします。改正箇所は、新旧対照表でご説明させていただきます。

別表第1(第4条関係)の教育総務課長専決事項である、改正前の2号である飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例及び飯塚市立小中一貫校潁田校特別教室の目的外使用に関する条例に基づく使用許可に関すること、につきましては新設される教育施設課の所管事務となるため、新たに教育施設課長専決事項として変更を行うものです。

以上簡単ですが、議案第9号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第10号 飯塚市教育職員の採用及び給与等に関する規則の一部を改正する規則

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第10号「飯塚市教育職員の採用及び給与等に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書14ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、令和6年第4回飯塚市議会において議案が可決されたことに伴い、関係規定を整備するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書15ページから18ページにかけて、新旧対照形式により改正前、改正後の初任給基準表を記載しています。

改正の概要を説明いたします。福岡県公立学校職員の給与に関する条例に規定する給料表に準じまして、飯塚市教育職員の給与等に関する条例に規定する給料表を改正し、74号給から137号給まで追加したことに伴い、初任給基準表を改正いたします。これまで73号給までだったものを、大学卒に関しては、133号級まで、短大卒に関しては、127号給まで追加しております。

この改正規則は、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第10号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第11号 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第11号「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定」について、ご説明いたします。

議案書の19ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、公立学校情報機器整備事業におきまして、策定が必要となる「端末整備・更新計画」、「ネットワーク整備計画」、「校務DX計画」、「1人1台端末の利活用に係る計画」を別冊のとおり定めるため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書20ページの資料をお願いいたします。公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について、補足説明をさせていただきます。

公立学校情報機器整備事業とは、公立学校のICT環境整備を効率的に進めるため、文部科学省が導入した都道府県を中心とした新しい補助制度でございます。公立学校情報機器整備事業の補助金を活用して1人1台端末を整備・更新する際に、4つの計画を策定・公表することが補助の要件となっております。

策定・公表が必要な計画及び計画に盛り込むことが必要な事項につきましては、資料に記載のとおりでございます。

なお、策定・公表時期につきましては、令和7年度以降に端末の更新を行う場合は、令和6年度末(令和7年3月末)までに行うこととなっております。また、2019年3月に策定いたしました「飯塚市学校ICT環境整備推進計画」につきましては、計画目標を達成できており、令和7年3月で計画期間が終了するため、廃止することとしております。

それでは、別冊①「端末整備・更新計画」をお願いいたします。本計画は、児童生徒1人1台端末の整備・更新計画になります。令和7年度に中学校分、令和8年度に小学校分を更新する計画としており、端末の整備・更新の考え方、更新対象端末のリユースや処分方法、スケジュール等を記載しております。

次に別冊②「ネットワーク整備計画」をお願いいたします。本計画は、学校のネットワーク整備の計画になります。文部科学省が令和6年度に示した学校規模に応じた「必要なネットワーク速度」が確保で

きている学校数、「必要なネットワーク速度」の確保に向けたスケジュール等を記載しております。

次に「校務DX計画」でございますが、別冊③-2をお願いいたします。本計画は、校務DXの取組みの計画になります。校務DXを推進する取り組みとして、統合型校務支援システムの導入、教育ダッシュボードの活用、FAX及び押印の見直し、ペーパーレスの推進、AIドリルの活用、の5つの柱で構成しております。

次に「1人1台端末の利活用に係る計画」でございますが、別冊④-2をお願いいたします。本計画は、1人1台端末の日常的な利活用を実現する計画になります。別冊④-2から④-5には、これまでの取り組みの総括として、ICT機器等の整備状況、教員のICTスキルや児童生徒のICT活用状況、成果と課題等を記載しております。別冊④-6には、目指す子どもの姿を、別冊④-7からは今後の取り組みを記載しております。

以上、簡単ではございますが、議案第11号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第12号 飯塚市立図書館団体貸出及び特別貸出に関する取扱要綱の一部を改正する告示

《説明：生涯学習課長(中村達也)》

議案第12号「飯塚市立図書館団体貸出及び特別貸出に関する取扱要綱の一部を改正する告示」について、ご説明いたします。

議案書21ページをお願いいたします。本要綱は、飯塚市立図書館の団体貸出及び特別貸出に関する取扱を定めているものでありますが、この度、イズカコミュニティセンター大規模改修工事にかかる飯塚図書館の休館に伴い、休館中の代替措置として、団体貸出冊数及び期間を拡大するため、「飯塚市立図書館団体貸出及び特別貸出に関する取扱要綱」第6条及び第7条について、文言を追加し、団体貸出並びに特別貸出の対応が柔軟に行えるよう改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、飯塚市立図書館団体貸出及び特別貸出に関する取扱要綱の一部を改正する告示について、説明を終わらせていただきます。

(原案可決(全会一致))

■議案第13号 飯塚市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第13号「飯塚市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書23ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市公告式条例の一部を改正する条例について、令和7年第1回飯塚市議会にて議案が可決されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

議案書24ページから25ページにかけて、新旧対照形式により改正前、改正後の変更箇所を記載いたしております。改正後の内容について概要を説明させていただきます。第2条第2項につきましては規則の公布に際し、掲示方法が変更となるため教育委員会の押印及び教育長の署名を要しないことといたしております。

また、第2条第3項ではこれまで公布は飯塚市役所、支所及び出張所の9箇所の掲示場で行ってまいりましたが、掲示は飯塚市役所1箇所のみで改正され、支所等については施設に設置している電子機器にて市のウェブサイトから閲覧できるものといたします。

この改正につきましては、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上、簡単でございますが、議案第13号について説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第14号 教育財産の用途廃止(スクールバス停)

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第14号「教育財産の用途廃止(スクールバス停)」について、ご説明いたします。

議案書の26ページをお願いいたします。庄内小学校スクールバスの高倉スクールバス停につきましては、建物については教育委員会教育総務課、土地については庄内支所市民窓口課が所管しております。

この高倉スクールバス停につきましては、老朽化が進み、今後倒壊の危険性があることから、地元高倉自治会より自治会費用で撤去し、当該敷地を地域により有効活用したいとの要望がございました。

当該バス停については、現在スクールバスの乗降場所として利用しておらず、近くの自治会用地をスクールバスの乗降場所としているため、教育委員会としては撤去を行っても問題はないと判断しております。

そのため、教育財産としての用途を廃止し、撤去手続きを行うため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第3号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

以上、簡単でございますが議案第14号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■報告第8号 飯塚市学校教育プランR7の策定について

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

報告第8号「飯塚市学校教育プランR7の策定について」ご報告いたします。

議案書の29ページをお願いします。本市教育の基本理念「本物志向・未来志向の人づくりのために」の基、本市教育の基本目標の一つである「かしこく やさしく たくましい 子どもの育成」を学校教育において実現するために、本市の教育施策について取りまとめた「飯塚市学校教育プランR7」を策定したので、その内容について報告をいたします。

議案書30ページの資料をご覧ください。本プランは本年度のプランR6を継承しつつ、「新3つの教育プログラム」の推進と、昨年10月に策定した「飯塚市学力向上推進プラン」と、「飯塚市不登校児童生徒支援グランドデザイン」での取組を強調し、明確に示したものとなっております。

学校教育課では、来年度におきまして、本市における教育の基本理念、「本物志向・未来志向の人づくりのために」をかかげ、志を持って社会に貢献し、地域や世界で主体的に活躍するために必要な「コミュニケーション能力」「コラボレーション能力」「イノベーション能力」の3つの能力の育成を理念として掲げています。

そして、本市教育目標であります「かしこく」「やさしく」「たくましい」子どもの育成を目指して、その目標を達成するための方途について、3つの観点から説明させていただきます。

まず、1つ目は、プランの下方にあります「小中一貫教育」についてです。飯塚市は全中学校区で9か年の連続性のある「学び」と「育ち」を追究した教育活動を通して、未来社会を切り拓く資質・能力を育成する小中一貫教育を創造していくことを基盤に据えています。地域人材の活用や、保幼小連携の充実等を図り、それぞれの校区の実態や課題に応じた小中一貫教育の更なる推進を図りたいと考えております。

2つ目は、プラン中央部にあります飯塚市の教育目標を達成するための教育施策についてでございます。

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を3つの柱として、主な教育施策をまとめております。

これにより、知、徳、体のバランスの取れた「生きる力」の育成を目指します。中でも、来年度は「新3つの教育プログラム」の充実を目指します。「新3つの教育プログラム」とは、太線で囲まれた1つ目は英語学習の「オンライン英会話」、2つ目はキャリア教育の「経済体験、生活設計学習」（スチューデントシティー・ファイナンスパーク）、3つ目は「STEAM教育」となっております。これらの充実を目指します。

また、「確かな学力」では、昨年6月に策定した飯塚市学力向上推進プランの柱である「日常的な授業改善」と「基礎基本の推進徹底」を明確に示しており、一層の取組の推進を図ります。

最後に3つ目は、3つの柱を囲むようにあります、両脇と3つの柱の下にあります、全ての教育施策に係る取組についてです。

左側には、児童生徒一人一人の、個別な支援の充実を目指すものが書かれています。ここには「飯塚市不登校児童生徒支援グランドデザイン」と、その取組であります3つの柱<学びの場の確保><チーム学校><安心して学べる場所>について明記しており、一層の取組の推進を図ります。プランの右側には、指導の充実、管理の徹底についての取組が記載されております。そして、下の部分にはすべての教育の推進に係る教育DXの推進について記載しております。ICTを効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、持続可能な学校の指導、学校運営体制の強化を図ります。

これらの取組を充実させることにより、中心にある3つの柱の取組をより効果的に推進していきます。このように、3つの観点において、飯塚市子ども達未来の創り手となり、よりよい社会と幸福な人生を切り拓いていくことができる学校教育の実現を目指していきます。

以上、簡単ではございますが、報告第8号についての説明を終わります。

■報告第9号 心身障がい児(生)の就学等について

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

報告第9号「心身障がい児(生)の就学等について」ご説明いたします。

議案書31ページをお願いいたします。本案は心身障がい児(生)の就学等について飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会から答申がありましたので報告するものです。

報告書2番に記載してありますように、心身障がい児(生)就学指導委員会は、8月9日より計6回開催しております。

報告書3番の答申の概要について説明いたします。答申日は令和7年2月28日、就学指導対象者は総数175人となっております。

内訳ですが、令和7年度新小学校1年生対象者が64人、そのうち特別支援学級への就学が適当とされた者が55人、県立特別支援学校への就学が適当とされた者が9人となっております。次に、令和7年度新中学校1年生対象者が71人、そのうち特別支援学級への就学が適当とされた者が68人、県立特別支援学校への就学が適当とされた者が3人となっております。最後に、その他の学年対象者が40人、そのうち通常学級への就学が適当とされた者が1人、特別支援学級への就学が適当とされた者が38人、県立特別支援学校への就学が適当とされた者が1人となっております。

以上、簡単でございますが、報告第9号説明を終わります。

○大隈委員

報告ありがとうございます。毎年のことではありますけれども、増えているなあというのが正直な感想です。毎年質問させていただいているのですが、進路の判断において保護者の方の了承はできていま

すでしょうか。

○学校教育課長

本年度の就学指導委員会におきまして、審議結果と保護者の意向が不一致になったものについては3件あがっております。

新小学校1年生について2名不一致が出ております。こちらにつきましては、1名が特別支援学級への就学が相当とされたものについて、保護者の意向を判断しまして地元の特別支援学級へ進級となっております。

もう1名の新小学校1年生につきましては、特別支援学級なんですけれども、審議結果は知的クラスへの入級となっていたものが、保護者の方から情緒級への進級希望がありましたが、協議を重ねた結果、保護者のご希望に合わせて情緒級への進級となっております。

もう1名は特別支援学級の中学3年生でありまして、通常学級への変更ということで希望を出されてきました。こちらの審議結果は現状通り特別支援学級への進級が妥当であると、保護者へ結果を話したところ、わかりましたということで審議結果と保護者の希望に一致はしていませんが最終的には審議結果に合わせて現在の特別支援学級から変更はなしとなっております。

○大隈委員

細かく報告していただいております。わかりやすく受け止めました。

年度途中の色々な判断もあると思いますし、今年も40名の方が対象者としてあがっておりますので、スクールカウンセラーや他の関係機関とも関係をうまく保ちながら、子どもたちのためにご尽力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

■報告第10号 ホーケントウ古墳の県史跡指定について

《説明：文化課文化財保護推進室長(渡邊淳)》

報告第10号「ホーケントウ古墳の県史跡指定について」ご報告いたします。

議案書の32ページをお願いいたします。飯塚市平塚に所在しますホーケントウ古墳が、この度桂川町に所在します天神山古墳と併せて、桂川古墳群として県史跡指定される運びになりましたので、その概要をご報告いたします。

桂川古墳群を構成するホーケントウ古墳と天神山古墳は、穂波川流域南部の小丘陵上にそれぞれ立地します。これら両古墳の北側には、特別史跡の王塚古墳が立地しており、両古墳は王塚古墳に続いて築造された、同一系統の「桂川古墳群」として理解できる首長墓群であります。

ホーケントウ古墳の発掘調査は、平成28年度から令和3年度にかけて、飯塚市教育委員会が実施いたしました。調査の結果、本古墳は全長52m、二段築成の前方後円墳で、その周囲には周溝が巡ることが確認されました。墳丘2段目のみに葺石を有しており、円筒埴輪が墳頂部とテラス面に並び置かれていたことが明らかとなりました。

特に、墳丘南側のくびれ部のテラス面においては、据え置かれた大型の須恵器の甕3点をはじめ、大型の器台や脚台付壺を含む土器が出土し、首長墓の葬送儀礼に使用された土器群を知り得る資料として重要です。これら土器と埴輪の特徴から、本古墳の築造年代は6世紀中頃とされ、王塚古墳の次に築造された前方後円墳とされます。

本年2月4日に福岡県文化財保護審議会から、福岡県教育委員会に対し、指定することが相当であると答申され、3月10日の福岡県教育委員会会議において指定が決定いたしました。

今回の指定の主な理由として、本古墳を含む桂川古墳群は、墳丘や周溝の形態に共通した要素を見せ、

葬送儀礼での豊富な土器群の使用とともに、首長墓系列の連続性を物語る。一方で、本古墳の次に築造される本地域最後の前方後円墳である天神山古墳には、葺石と円筒埴輪が欠如しており、前方後円墳の築造停止に至るまでの、築造意義の変化を示す古墳群としても重要であるという点にあります。

今後は、福岡県公報による告示を経て、保存と活用を図るものでございます。

以上、報告第10号についての報告を終わります。

○大隈委員

ご報告ありがとうございます。知識がないので教えていただきたいのですが、所有者が個人になっているようですが、県の史跡に指定された場合は、所有者は個人のままになるのですか。

○文化課文化財保護推進室長

所有者の方は変わりません。そのままでございます。開発規制がかかってくる程度でございます。今後の草刈り等は市で行っていくことになっています。

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第5回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和7年4月25日（月）10：30からです。